

# 第 10 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成 28 年 10 月 18 日 (火) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員  
おおた やすひろ さかくら ゆきみつ たむら あきら  
1 太田 泰弘 ・ 3 坂倉 行光 ・ 4 田村 明  
まえかわ ようこ きた よしゆき かわぐち くにじ  
5 前川 洋子 ・ 8 喜多 義幸 ・ 10 川口 邦次  
あさお てつや ひらい ひでつぐ さの こ  
1 2 浅生 哲也 ・ 1 3 平井 秀次 ・ 1 9 佐野 すま子  
さかの だいてつ  
2 1 坂野 大 徹

以上 10 名

欠席委員  
おおた よしまさ いしい やすひろ よこやま はくお  
2 太田 義政 ・ 9 石井 康宏 ・ 1 1 横山 帛生  
かわべ ちあき  
2 4 川邊 千秋

出席部会員外委員  
会長 もりやま たかゆき  
守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 きた よしゆき  
喜多 義幸

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：河本主査 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 1 おおた やすひろ さかくら ゆきみつ  
太田 泰弘 ・ 3 坂倉 行光

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）
- 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第 7 号 非農地証明願について
- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

## 議 事 の 大 要

- 議 長            それでは第 1 0 回第 1 農地部会を開催させていただきます。本日の欠席は太田委員・石井委員・横山委員・川邊委員の 4 名で、出席委員は 1 0 名です。
- それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
- 1 番 太田委員、3 番 坂倉委員、よろしくお願ひします。
- まず、はじめに会長の専決等の報告事項に入ります。
- 報告第 1 号から第 7 号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局            議案書の 1 ページをお願いいたします。
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、でございます。
- 番号 1 から 6 で、合計で件数は 6 件、合計面積は 9, 5 3 6 m<sup>2</sup>、このうち田が 6, 2 9 5 m<sup>2</sup>、畑が 3, 2 4 1 m<sup>2</sup>でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2 ページをお願いいたします。
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。
- 番号 1 から 4 で、合計で件数は 4 件、合計面積は 3, 5 8 5. 0 9 m<sup>2</sup>で、その内訳は田が 3, 0 4 5. 0 9 m<sup>2</sup>、畑が 5 4 0 m<sup>2</sup>でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が宅地、雑種地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 3 ページをお願いいたします。
- 報告第 3 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、でございます。
- 番号 1、一般個人住宅用地の 1 件で、面積は、田で 2 7 0 m<sup>2</sup>でございます。
- 4 ページ・5 ページをお願いいたします。
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（所有権

移転)でございます。

番号1、駐車場用地、番号2、調剤薬局建築及び貸し駐車場用地、番号3及び番号4、建売分譲住宅用地、番号5、駐車場用地、番号6、宅地分譲用地。

5ページをお願いします。

以上、件数は6件で、合計面積は6,897.19㎡、この内訳は田が3,469.19㎡、畑が3,428㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)でございます。

番号1、事務所用地の1件で、面積は、田で890㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で573㎡でございます。

8ページをお願いします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は田で面積992㎡、外1筆で合計面積1,010㎡、取得年月日は、平成7年5月17日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

番号2、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は田で面積89㎡、取得年月日は、平成元年1月10日でございます。

この案件につきましては、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の宅地の一部として利用しており、取得時効が完成しております。

なお、無断転用の状態にあるため、転用許可申請を急ぎ提出するよう指導しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございます。よろしくをお願いします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の方9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区新町、受人 \_\_\_\_\_、面積11,362㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積2,607㎡ 申請地 南河路結縁寺 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積352㎡外1筆 合計面積1,336㎡。

これにつきましては、受人は、高齢で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区楡形、受人 \_\_\_\_\_外2名、面積11,213㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積4,217㎡ 申請地 分部片尻 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,090㎡外1筆 合計面積4,095㎡。

これにつきましては、生前部分贈与になります。

番号3、地区高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積5,674㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積1,493㎡ 申請地 高野尾町東豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地とも畑、面積1,183㎡外1筆 合計面積1,493㎡。

これにつきましては、生前一括贈与になります。

番号4、地区長野、受人 \_\_\_\_\_、面積5,594㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積2,036㎡ 申請地 美里町北長野関屋\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積206㎡ 外1筆、合計面積245㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため経営を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積25,359㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積80,43㎡ 申請地 安濃町安濃天伯\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積72㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積10,844.54㎡ 渡人 \_\_\_\_\_、面積1,331㎡ 申請地 安濃町内多走り下戸\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積799㎡ 外1筆で、合計面積1,331㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は6件、合計面積は8,572㎡、このうち田が6,436㎡、畑が2,136㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番。

事 務 局 太田義政委員は、本日欠席ですので、事前に問題ないということで連絡を受けております。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。2番。

前川委員 5番の前川です。地元推進員さんと現地確認して、事務局の説明通りで特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。3番。

坂倉委員 3番の坂倉です。6日に地元推進員の赤塚さん、田中さん、長谷川さんと現地確認しました。何の問題もございません。また、11日の高野尾地区農業推進協議会においても、問題ないということであります。

議 長 ありがとうございます。4番。

事 務 局 横山委員さん本日欠席ということで、事前に連絡いただいております。6日に地元推進委員さんと事務局で現地調査をしていただいて、問題ないという

ことです。

議 長 ありがとうございます。5番。

浅生委員 12番浅生です。地元推進委員と現地確認した結果、問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。6番。

浅生委員 12番浅生です。地元推進委員と現地確認した結果、何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
それでは議案第1号については許可することを決定いたします。  
次に議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 10ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。  
番号1、地区 高野尾、申請者 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町東豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 畑（一部宅地）、面積 4,479㎡のうち2,298㎡です。  
これにつきましては、申請地を事務所及び作業所用地とするものです。  
なお、昭和48年ごろ土地の一部に事務所が建築されており、始末書が提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。  
件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

坂倉委員 3番、坂倉です。6日に会長、部会長、地元推進委員さんと現地を確認しました。特別問題ありません。11日の高野尾地区農業推進協議会においても、問題ないということであります。事務局の説明どおり、問題ございません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局

11ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区栗真、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 栗真町屋町中新畑\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1, 123㎡のうち330㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 新町、受人 \_\_\_\_\_代表社員 \_\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_\_、申請地 南河路結縁寺\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積22㎡外1筆、合計面積238㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、177.12㎡、転用面積の74.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、受人 \_\_\_\_\_許可後の賃借人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本殿町\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積363㎡外1筆 合計面積860㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、195.6㎡、設置の割合につきましては、一部を管理用通路として利用し、また、日影部分を避けての設置となるため、転用面積の23%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、受人 \_\_\_\_\_ 代表取締役\_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町足坂東之垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積449㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、245.52㎡、設置の割合につきましては、一体利用地を含めた全体面積511.8㎡の47%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高宮、受人 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 美里町足坂白樫\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積310㎡外2筆 合計面積894㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、392.8㎡、転用面積の43.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地安濃町東観音寺北浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積171㎡、外1筆で、合計面積533㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分につきましては、第2種農地と判断され

ます。

番号7、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町野口船山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1, 174㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、472.32㎡、転用面積の40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は、4, 478㎡、このうち田が238㎡、畑が4, 240㎡、でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番。

坂野委員 21番、坂野です。6日に地元推進委員さんと現地確認しました。特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。2番。

事務局 この案件につきましても、本日欠席されております太田義政委員の地区になります。特に問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番。

川口委員 10番、川口です。6日の現地確認は、都合があつて参加できませんでしたが、代わりに同じく芸濃担当である石井委員と地区推進委員さんに出席いただきました。その結果、特に問題ないと意見をいただきました。あとは、事務局の説明のとおりでございます。

議 長 ありがとうございます。4番。

事務局 4番、5番の件につきましては、横山委員の担当地区になります。  
4番については6日に事務局、地元推進委員と現地調査していただき、問題ないということです。  
5番につきましても6日に事務局、地元推進委員とで現地調査をしていただきまして、問題ないということでご連絡いただいておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。6番。

浅尾委員 12番、浅生です。地元推進委員と現地を確認しました。特に問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長	ありがとうございます。7番。
淺生委員	12番、淺生です。地元推進委員と現地確認しました。特に問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	12ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区神戸、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 野田八反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,288㎡のうち167.5㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に5か月間の賃貸借権を設定し、申請地を水道管敷設工事のための資材置場用地として一時転用するものです。申請地は、農業振興地域内の農用地です。 番号2、地区 神戸、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 野田八反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積4,516㎡のうち257.4㎡。 これにつきましても、借人は、貸人との間に5か月間の賃貸借権を設定し、申請地を水道管敷設工事のための資材置場用地として一時転用するものです。申請地は、農業振興地域内の農用地です。 番号3、地区 村主、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____外6名、申請地 安濃町川西世古_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積390㎡外8筆 合計面積2,269㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に、20年間の賃貸借権を設定し、申請地をコンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は3件、合計面積は2,693.9㎡、このうち田が424.9㎡、畑が2,269㎡です。 これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番。
前川委員	5番、前川です。1番、2番につきまして、6日に現地確認をしまして、地



元推進委員さんと一緒に確認いたしました。特に問題ないということで、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。3番。

平井委員 13番、平井です。場所につきましては、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_近くの交差点付近でございまして、現地確認を行いましたところ、地元推進委員さんも問題なしということでございますので、事務局の説明どおり問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区棕本、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本菖蒲谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1, 109㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、365.2㎡、設置の割合につきましては、法面があり不整形地でありますことから転用面積の33%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。

川口委員 10番、川口です。芸濃担当の石井委員より、私は出席できませんでしたが、問題ないとの報告をいただいております。地元推進委員さんと一緒に現地調査をしていただきました。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については許

可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局

14ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区神戸、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 神戸西垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積195㎡外1筆、合計面積333㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区安西、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町小野平広垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積218㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、124.16㎡、転用面積の57%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区安西、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町小野平広垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積290㎡外2筆 合計面積508㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、248.32㎡、転用面積の49%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は、畑で1,059㎡。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番。

前川委員

5番、前川です。6日に地元推進委員さんと現地確認しまして、特に問題ないように思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。2番。

川口委員

10番、川口です。今日、地区担当の石井委員は欠席ですけれども、返事をもってしております。6日に地元推進委員さんと現地調査をしていただきました。別に問題ないという返答をいただいておりますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。3番。

川口委員	10番、川口です。石井委員より報告をいただいております、問題ないということでございます。
議長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については許可することに決定いたします。 次に、議案第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。
事務局	15ページをお願いいたします。 議案第7号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行里中 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積25㎡です。 これにつきましては、固定資産評価証明により昭和45年に物置が建築されていることが確認できます。 このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。ただいま事務局の説明を終わりました。三行地区は私の担当です。この案件は自宅が近くであることから昔よりよく把握しております。事務局の説明どおりで問題ないと思っております。 それでは皆さんはいかがでしょう。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については許可することに決定いたします。 次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、津地区です。田の賃貸借、使用貸借で79,882㎡、契約件数は25件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で4,384㎡、契約件数は2件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借で41,240㎡、畑の賃貸借、使用

貸借で4,055㎡、契約件数は11件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で37,405㎡、畑の使用貸借で2,786㎡、契約件数は13件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で24,635㎡、契約件数は10件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で37,749㎡、契約件数は19件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて225,295㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で6,841㎡、合計契約件数は80件、合計面積は232,136㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で9件、河芸地区2件、安濃地区5件、芸濃地区8件で合計24件、合計面積は93,392㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては、適正であることを認め、市長に進達することにいたします。

以上で本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。第10回第1農地部会を修了いたします。

午前10時43分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年10月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_